

広報

あなたの暮らしのそばに みはら

明日に向かって心をひとつに

被災地での復旧作業のため、三原市にも数多くのボランティアの方が駆けつけてくれています。災害ボランティアセンターが設けられた南方コミュニティセンターには、資機材の準備に汗を流す若者たちの姿がありました
7/16 南方コミュニティセンター



- 被災者の皆さまへ
主な生活支援制度をお知らせします…2
- 自分の身体を健康診査で知ろう……6
- 生活情報掲示板……10
- くらしの無料相談窓口……15

8

平成30(2018)年
第161号

被災された市民の皆さまに心からお見舞い申し上げます

このたびの豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りしますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。また、被災された多くの方々にも心からお見舞い申し上げます。

災害の影響により、一時は市内全域で断水し、一部の地域では電気の供給も停止するなど、市民の皆さまには大変なご苦労とご不便をお掛けしました。ライフラインはほぼ通常の状態に戻りましたが、主要道路における一部通行止め、JRの一部区間運休は続いており、災害の爪痕は思いのほか大きく、復旧・復興への道のりは緒に就いたばかりです。

現在、市としては国や県など関係機関の協力を得ながら、被災者の生活再建に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。住宅の確保や資金面での助成など、各種の支援制度を通じて、日々不安な思いで過ごされている被災者の方々が少しでも早く元の生活に戻れるよう支援を続けていきます。

全国からたくさんの義援金や支援物資をご提供いただき、また、ふるさと納税を通じて多くのご寄付をいただきました。厳しい暑さの中、今も被災地では多くのボランティアの方が復旧作業に汗を流しておられます。ご支援をいただいた全ての皆さまに心から感謝いたします。

三原市が市民の皆さんの笑顔あふれるまちに1日も早く戻れるよう、これからも全力を尽くしてまいります。ともに頑張っていきましょう。

三原市長 天満祥典

対 象	金額など		問い合わせ先
災害により死亡した人の遺族	主たる生計維持者が死亡	500万円	社会福祉課 ☎0848・67・6058
	その他の人が死亡	250万円	
災害により障害を受けた人	主たる生計維持者	250万円	
	その他	125万円	
災害により住宅に被害を受けた世帯	全壊	30万円	
	半壊	10万円	
災害により住宅に被害を受けた世帯	半壊に至らない床上浸水・土砂の流入	1万円	
	半壊に至らない床下浸水・土砂の発生	5千円	
災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額。	全壊	100万円	
	半壊などでやむを得ず解体	100万円	
	大規模半壊	50万円	
災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどし、住宅を再建する世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額。	新築または新規購入	200万円	
	補修	100万円	
	賃借(公営住宅以外)	50万円	
災害により被害を受けた世帯主 ※所得制限があります。	被害の程度に応じる	150万円～350万円	
汲み取り料を支払った人	汲み取り料の全額または半額		環境管理課(清掃工場) ☎0848・62・4197
①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明な人 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人	減免		保険医療課 ☎0848・67・6050
	減免		保険医療課 ☎0848・67・6056
	減免		高齢者福祉課 ☎0848・67・6240
	猶予		広島県東部厚生環境事務所 ☎0848・25・4632
	交付		学校教育課 ☎0848・67・6154
災害により被害を受けた大学生・高等専門学校生など	貸付:第一種奨学金(無利子)		日本学生支援機構 ☎0570・200・021
災害により被害を受けた生徒	減免		広島県教育委員会 ☎082・222・3015
災害により教材、文房具、通学用品を失った小・中学生、高校生	給与		【小・中学生】学校教育課 ☎0848・67・6154 【高校生】通学する学校
災害により居住していた住宅が使用できない状態にあり、自らの資力で住宅を得ることができない人	家賃上限 5万円～9万円 ※世帯人員により異なる。		住宅対策課 ☎0848・67・6120
災害により住宅が半壊または床上浸水の被害を受け、自らの資力で障害物を除去できない人	限度額 1世帯当たり13万5,400円		
災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、応急仮設住宅を利用しない人 ※半壊の修理は、経済的に自ら修理することができない人。	限度額 1世帯当たり58万4,000円		
災害により住宅に被害を受け、被災日から2年以内に住宅を建設・購入・補修する人	貸付		住宅金融支援機構 ☎0120・086・353
災害により被害を受けた人・事業所(本郷・久井地域) ※その他の地域の人は三原テレビ放送(株)☎0848・63・8600)へ問い合わせてください。	減免		情報推進課 ☎0848・67・6195

※この情報は7月25日(水)時点のものです。内容などは変更になる場合があります。

被災(り災)証明書などの交付申請を受け付け

☎危機管理課 ☎0848・67・6066

豪雨による災害で建物や動産に被害を受けた人からの被災(り災)証明書や被災届出証明書の交付申請を受け付けています。公的支援の申請や保険の請求などにこれらの証明書が必要な場合があります。

①被災(り災)証明書

住宅の被害の程度を証明するものです。市が被害状況を調査し交付します。

②被災届出証明書

住宅以外の家屋(店舗、納屋など)や自動車などの動産の被害を、市に届け出たことを証明するものです。市は被害状況の調査を行いません。

と き 月～金曜日8時30分～17時15分

と ころ 市役所本庁、各支所

対 象 ①世帯主や借受人または同一世帯の人②物件の所有者や法人の代表など

※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

用意する物 被災状況が確認できる写真、印鑑

※写真はできる限り印刷したものを持参してください。

7月末までに交付申請した人の証明書を交付します

と き 13日(月)～19日(日)9時～19時

と ころ 交付申請をした場所(市役所本庁・各支所・本郷生涯学習センター)

用意する物 証明願の写し、本人確認ができる物

※代理人の場合は、委任状が必要です。

平成30年7月豪雨災害の被災者の皆さまへ、主な生活支援制度をお知らせします。詳しくは問い合わせてください。

	制度の名称	制度の内容
見舞金	災害弔慰金	災害により死亡した人の遺族に対して、弔慰金を支給
	災害障害見舞金	災害による負傷・疾病により身体または精神に著しい障害が生じた人に対して、見舞金を支給
	広島県災害見舞金	災害により居住する住宅に被害を受けた世帯主に対して、見舞金を支給
	災害見舞金	居住する住宅への床上・床下浸水、土砂の流入・発生があった世帯主に対して、見舞金を支給
生活再建	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊または大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に対して、支援金を支給 上記の被害を受けた世帯主が、建物を再建する場合に支援金を追加支給
	災害援護資金	災害により負傷または住宅や家財に被害を受けた世帯主に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け
衛生	緊急し尿汲み取り補助	住宅が浸水し、汲み取り料を支払った人に対して、補助金を支給
医療・福祉	国民健康保険 医療費一部負担金(自己負担)の減免	災害により住宅に被害を受けたり、主たる生計維持者の収入がなくなったりした被保険者に対して、減免措置を講じる
	後期高齢者医療保険 医療費一部負担金(自己負担)の減免	
	介護保険 介護サービス費自己負担金の減免	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金の徴収猶予	災害により被災した母子家庭、父子家庭または寡婦に対して、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる
就学	就学援助制度	災害により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費・通学費・修学旅行費などを援助
	緊急採用奨学金制度	災害により家計が急変した生徒・学生に対して、緊急的に奨学金を貸与
	県立高等学校授業料の減免	災害による経済的な理由によって授業料などの納付が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料などを減免
	学用品の給与	災害により教材、文房具、通学用品を失った小・中学生、高校生に対して教材、文房具、通学用品を給与
住宅	応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ)の提供	災害により住宅が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水などの被害を受けた人に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供
	障害物の除去	災害により発生した障害物のため住宅が使用できない状態にある人に対して、居室、台所、玄関などの日常生活で欠くことのできない場所の障害物を市が業者に依頼し除去
	被災住宅の応急修理	災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理
	災害復興住宅融資	災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者に対して、住宅を建設・購入・補修するための資金を優遇金利で融資
	ケーブルテレビ・音声告知端末・その他の機器の交換費用の減免	災害によりケーブルテレビ・音声告知端末・その他の機器の交換が必要になった人に対して、その費用を減免

対 象	金額など	問い合わせ先
災害により被害を受けた農林漁業者	貸付	日本政策金融公庫広島支店 ☎082・249・9152
災害により被害を受けた農業者	貸付	三原農業協同組合 ☎0848・63・3436 広島中央農業協同組合 ☎082・423・5945
農業共済に加入し、災害などにより被害を受けた農業者・畜産業者	補償	広島県農業共済組合 世羅支所 ☎0847・22・0317
災害により農林水産業施設に被害を受けた農林水産業者	—	農林整備課 ☎0848・67・6185
災害により被害を受けた事業所に雇用されている雇用保険加入者	給付	ハローワーク三原 ☎0848・64・8609
災害により被害を受けた人・事業所	猶予・減免	東部県税事務所 ☎084・921・1311 尾道分室 ☎0848・25・2011
	猶予・減免	【減免】市民税課 ☎0848・67・6031 【猶予】税制収納課 ☎0848・67・6035
	猶予・減免	
	猶予・減免	
	猶予・減免	
	猶予・減免	【減免】資産税課 ☎0848・67・6032 【猶予】税制収納課 ☎0848・67・6035
	猶予・減免	水道部管理課 ☎0848・64・2243
	猶予・減免	下水道整備課 ☎0848・67・6049
	猶予・減免	農林水産課 ☎0848・67・6077
	減免	大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222
	猶予・減免	大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222
	猶予・減免	子育て支援課 ☎0848・67・6042
	猶予・減免	教育振興課 ☎0848・67・6151
減免	建築指導課 ☎0848・67・6122	
災害により財産に被害を受けた人・事業所(本郷・久井地域に限る) ※その他の地域は三原テレビ放送株(☎0848・63・8600)へ問い合わせてください。	減免	情報推進課 ☎0848・67・6195
災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	—	日本政策金融公庫尾道支店 ☎0848・22・6111 三原商工会議所 ☎0848・62・6155 三原臨空商工会 ☎0848・86・2238 商工振興課 ☎0848・67・6072
災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	【金利】 国民生活事業→基準金利(災害貸付):1.36% 中小企業事業→基準金利:1.16% 【貸付限度額】 国民生活事業→各種貸付制度限度額に上乗せ3,000万円(代理貸付:1,500万円) 中小企業事業→別枠で1億5,000万円(代理貸付:7,500万円)	(国民生活事業について) 日本政策金融公庫尾道支店 ☎0848・22・6111 (中小企業事業について) 日本政策金融公庫広島支店 ☎082・247・9151
災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	【経営安定資金】 保証割合:100%保証 保証限度額:【一般保証限度額】無担保8,000万円以内、普通2億円以内+【別枠保証限度額】無担保8,000万円以内、普通2億円以内	商工振興課 ☎0848・67・6072
災害により被害を受けた小規模企業共済契約者	【貸付条件】 貸付限度額:2,000万円 貸付利率:無利子 貸付期間:貸付金額500万円以下 48カ月、505万円以上72カ月 担保・保証人:不要 借入窓口:商工組合中央金庫本店・支店	中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050・5541・7171

※この情報は7月25日(水)時点のものです。内容などは変更になる場合があります。

制度の名称		制度の内容
農林水産	農林漁業者への天災融資制度	被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資
	農業者への天災融資制度	農業経営などの維持・復旧に必要な資金を融資
	農業共済制度	災害による水稻の一定割合以上の減収や家畜の死亡などに対して共済金を支払い
	農林水産業施設災害復旧事業	一定規模以上の被害についての公的な復旧事業を実施
雇用	雇用保険制度の特別措置 (雇用保険失業給付)	災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職した雇用保険加入者に対して、失業給付を支給
税・使用料など	県税の徴収猶予・減免	災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免措置を講じる
	市県民税の徴収猶予・減免	
	国民健康保険税の徴収猶予・減免	
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免	
	介護保険料の徴収猶予・減免	
	固定資産税の徴収猶予・減免	
	都市計画税の徴収猶予・減免	
	水道料金の徴収猶予・減免	
	下水道使用料の徴収猶予・減免	
	漁業集落排水処理施設使用料の徴収猶予・減免	
	農業集落排水処理施設使用料の減免	
	小型浄化槽使用料の徴収猶予・減免	
	保育所保育料の徴収猶予・減免	
	幼稚園授業料の徴収猶予・減免	
建築確認申請の減免		
ケーブルテレビ使用料の減免		
中小企業など	特別相談窓口の設置	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、災害復旧貸付の利用や融資、返済について特別相談窓口を設置
	災害復旧貸付制度 (国民生活事業・中小企業事業)	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧のための資金を融資
	セーフティネット資金融資 (セーフティネット保証第4号)	災害により被害を受け、経営環境の急激な変化により業績が悪化している中小企業者が、金融機関から経営の安定に必要な資金の借り入れを行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施
	小規模企業共済災害時貸付	災害により被害を受けた小規模企業共済の契約者に対して、災害時貸付の貸付利率の無利子化、措置期間の設定や償還期間の延長など、貸付条件の緩和を実施



自分の身体を健康診査で知ろう

市では、職場などで健康診査(健診)を受ける機会のない人を対象に、基本健診やがん検診を実施しています。年に1回は健診を受けて、生活改善や早期治療につなげましょう。

健診の受け方

①地域集団健診(バスで受ける健診)
〔三原・本郷会場〕

とき	ところ	定員
10月2日(火)～5日(金)	本郷生涯学習センター	各200人
10月9日(火)	鷺浦コミュニティセンター	60人
10月10日(水)	幸崎コミュニティセンター	各120人
10月11日(木)	糸崎コミュニティセンター	
10月12日(金)	人権文化センター(長谷一丁目)	各200人
10月16日(火)～19日(金)	リージョンプラザ	

受付時間 8時30分～10時30分

※鷺浦コミュニティセンターは9時～10時30分です。

健診項目・料金など 表1のとおり

申し込み 8月31日(金)(消印有効)までに、電子申請(市ホームページ)または郵送で。郵送の場合は申込書(7・8ページ)を保健福祉課へ

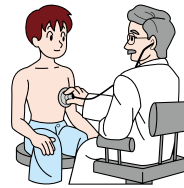
※受付時間を区切って案内します。

※栄養士による食生活相談、歯科衛生士による歯科相談を実施します。

※鷺浦コミュニティセンターでは乳がん・子宮頸がん検診は実施しません。

②医療機関での個別健診

とき 来年3月30日(土)まで
健診項目・料金など 表1のとおり
実施医療機関 市内外47カ所
※広報みはら平成30年5月号13ページと市ホームページに掲載しています。
申し込み 受診希望日の7日前までに
実施医療機関へ



③休日健診

とき 次の日曜日
8月19日・9月9日・10月21日・11月11日・12月16日・来年1月27日・2月17日・3月24日
ところ 三原市医師会病院(宮浦一丁目)
受付時間 8時30分～9時
健診項目・料金など 表1のとおり
※胃カメラ(胃がん検診)、低線量CT(肺がん検診)は実施しません。
定員 各30人(申し込み先着順)
申し込み先 三原市医師会病院(☎0848・677030 FAX0848・677067)

☎保健福祉課

☎0848・676053

表1 健診項目・料金など

健診項目	対象 (年齢は来年3月末現在)	回数	料金		
			①地域集団健診	②医療機関での個別健診③休日健診	
基本健診 (血液検査・内科診察など)	20歳～39歳の人	年度に1回	700円		
	20歳以上の生活保護世帯の人		無料 (事前の手続きが必要)		
	後期高齢者医療被保険者		無料		
特定健診 (血液検査・内科診察など)	40歳～74歳の人	年度に1回	国保加入者＝無料 (国保以外に加入している人は、各保険者からのお知らせを確認してください)		
B型・C型肝炎ウイルス検診	40歳以上でこれまで受けたことのない人	生涯に1回	700円	1,100円または1,700円	
胃がん検診	50歳以上の人 (元号が奇数年生まれ、または昨年度未受診の偶数年生まれ)	2年に1回	バリウム	1,000円	1,700円
			胃カメラ	実施なし	②3,000円
大腸がん検診	40歳以上の人	年度に1回	600円		
肺がん検診			レントゲン	200円	
			低線量CT	実施なし	②3,000円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	年度に1回	800円		
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上の女性 (元号が奇数年生まれ)	2年に1回	無料 (市が契約している検診内容以外で、医師が必要と認めた検査を実施したときは、有料になります)		
子宮頸がん検診 (視診・内診・細胞診)	20歳以上の女性	年度に1回			

※70歳以上の方は、胃カメラ・肺低線量CTを除く各種がん検診が無料です。

※市民税非課税世帯の人と生活保護世帯の方は胃カメラ・肺低線量CTを除くがん検診が無料です。事前に印鑑と住所・名前が分かる物を用意し、保健福祉課または各保健福祉センターで健康診査受診券(無料券)の交付を受けてください。

地域集団健診 専用申込書

- この申込書は、10月に実施する三原・本郷会場の集団健診の申込書です。
- 集団健診は予約制です。当日の受け付けはできません。各会場とも定員になり次第、受け付けを締め切ります。受け付けできなかった場合は連絡します。
- 待ち時間を少なくするため、受付時間を指定しています。**必ず受付時間内に来場してください。**
- 申し込みをした人には、**問診票など受診に必要な物を、受診日の1週間前に送付します。**

〈電子申請の2次元コード〉
下の2次元コードを読み込めば、
申請画面を呼び出せます。



▲携帯電話用



▲スマートフォン用

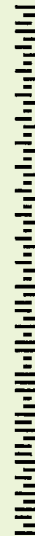
裏面の申込書に必要事項を記入し、封筒にして投函してください

切り取り線 ✂

723-8790
128

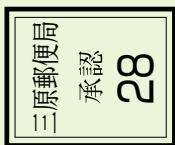
三原市城町一丁目2番1号
三原市総合保健福祉センター内

三原市保健福祉課健康増進係 行



切り取り線 ✂

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成30年8月31日
まで(切手不要)

▲ 山折り線

締め切り

8月31日(金)消印有効

地域集団健診 10月実施 専用申込書

のりしろ

記入例

住所	三原市 城町一丁目2番1号	受診希望日 場所	10 月 2 日							
電話	0848-67-6053	本郷生涯学習センター 会場								
ふりがな	さんし はなこ	※受けた項目に○、受けたくない(受けられない)項目に×を記入してください。								
名前	三四 はな子	男 女	○							
生年月日 (年齢)	大正 昭和 43 年 5 月 1 日 平成 (50 歳)	基本健診	特定健診	肝炎ウイルス	胃がん(バリウム)	大腸がん	肺がん(レントゲン)	前立腺がん	乳がん(マンモ)	子宮頸がん
		×	受診券が必要です ○	生涯に一度 ○	○	○	○	×	○	○

申込書 (記入面)

地域集団健診 専用申込書

※希望日・希望会場は必ず記入してください。
※いずれの会場も申し込み先着順です。

【1人目】

健診・精密検査の結果を市が管理することに同意し、次のとおり申し込みます。

住所	三原市	受診希望日 場所	月 日							
電話	- -	※受けた項目に○、受けたくない(受けられない)項目に×を記入してください。								
ふりがな		男 女	○							
名前		男 女	○							
生年月日 (年齢)	大正 昭和 年 月 日 平成 (歳)	基本健診	特定健診	肝炎ウイルス	胃がん(バリウム)	大腸がん	肺がん(レントゲン)	前立腺がん	乳がん(マンモ)	子宮頸がん
			受診券が必要です ○	生涯に一度 ○						

【2人目】

健診・精密検査の結果を市が管理することに同意し、次のとおり申し込みます。

住所	三原市	受診希望日 場所	月 日							
電話	- -	※受けた項目に○、受けたくない(受けられない)項目に×を記入してください。								
ふりがな		男 女	○							
名前		男 女	○							
生年月日 (年齢)	大正 昭和 年 月 日 平成 (歳)	基本健診	特定健診	肝炎ウイルス	胃がん(バリウム)	大腸がん	肺がん(レントゲン)	前立腺がん	乳がん(マンモ)	子宮頸がん
			受診券が必要です ○	生涯に一度 ○						

被災者の皆さまの証明書などの交付手数料を免除

被災に伴う各種手続きのために証明書を取得する場合、交付手数料が免除されます。

※コンビニ交付サービスには対応していません。

対象となる証明書などの種類

- ①住民票の写し
- ②戸籍附票の写し
- ③印鑑登録証明書
- ④行政証明書(不在住証明、身分証明など)
- ⑤市税証明書(所得証明、課税証明など)
- ⑥納税証明(完納証明を含む)
- ⑦固定資産評価証明書(固定資産公課証明書)
- ⑧印鑑登録証(再登録に限る)
- ⑨個人番号通知カード再発行

⑩個人番号カード再発行

期 限 被災した日から1年を経過するまで

申請場所 市民課、税制収納課、各支所、保健福祉課

※税制収納課は⑤～⑦、保健福祉課は①～③・⑤～⑦のみ。

用意する物 (1)本人が確認できる書類(2)被災(り災)証明書・被災届出証明書または被災(り災)証明願の控え・被災届出証明願の控え

※①～⑦は(2)を持っていなくても、聴取書に記入すれば手数料免除の手続きができます。

※③の申請には印鑑登録証または市民カードが必要です。

☎市民課 ☎0848・67・6046

ひとり親家庭・障害のある子に手当を支給します

児童扶養手当

対 象 次の①～⑤のいずれかに該当する平成12年4月2日以降に生まれた子(障害のある場合は19歳までの子)を養育しているひとり親、または養育している人

- ①父母が離婚している
- ②父または母が死亡している、父または母に重度の障害がある
- ③父または母が未婚である
- ④父または母が配偶者からの暴力(DV)で、裁判所から保護命令が出されている
- ⑤上記の①～③に準ずる状態にある

支給月額 第1子=10,030円～42,500円、第2子=5,020円～10,040円を加算、第3子以降=1人につき3,010円～6,020円を加算

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。

●次の場合などは支給できません

・平成15年4月1日時点で、支給要件に該当した日

から5年を経過している(父子家庭は除く)

・子が児童福祉施設(保育所などの通所施設を除く)に入所している

特別児童扶養手当

対 象 施設に入所していない、障害のある19歳までの子を養育している人

支給月額 手当等級1級=51,700円、手当等2級=34,430円

重症心身障害児福祉年金

対 象 市内に3カ月以上住み、重度の障害のある19歳までの子(施設に入所している子を含む)を養育している人

支給月額 2,250円

手続きが必要です！現況届

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人は、現況届の手続きをしてください。

該当する人には今月中に、通知をします。

☎子育て支援課 ☎0848・67・6045

生活情報 掲示板

国民年金保険料の 免除・納付猶予制度

経済的な理由などで納付が困難な場合は、一定の基準に基づいて保険料が免除・猶予されます。
※基準を満たさなくても、失業や天災などの理由で免除される場合があります。

用意する物 年金手帳、印鑑

※失業の場合は離職票か雇用保険受給資格者証が、天災の場合は被災(り災)証明書などが必要。

問い合わせ先 市民課 ☎0848・67・6051、三原年金事務所 ☎0848・63・4111

市役所本庁などの対象施設を 利用した場合、使用料を2時間 まで無料としました。また、一 般利用の1日最大料金を800 円としました。

市役所本庁などの対象施設を利用した場合、使用料を2時間まで無料としました。また、一般利用の1日最大料金を800円としました。

問い合わせ先 都市開発課 ☎0848・67・6113

全国瞬時警報システム (Jアラート)の試験放送

とき 29日(水)11時から約1分間
内容 市内58カ所の屋外スピー

カー、FM告知端末、FMみはらで情報伝達試験放送を実施
問い合わせ先 危機管理課 ☎0848・67・6165

敬老祝金を支給します

対象 平成30年9月1日現在、市内に住居登録している次の年齢の人
・88歳(昭和5年4月1日)〜昭和6年3月31日生まれ
・100歳(大正7年4月1日)〜大正8年3月31日生まれ



※対象者には6月末に案内文を送付しています。

問い合わせ先 高齢者福祉課 ☎0848・67・6055

はじめようクールチョイス

市は環境省が中心となって進める地球温暖化防止のための国民運動「クールチョイス」に賛同しています。クールチョイスとは、省エネ・低炭素型の製品・サービスを選ぶなど、地球の温

暖化防止につながる「賢い選択」のことです。

●クールチョイスに賛同する人や企業・団体を募集

申し込み先 生活環境課
※環境省のホームページからも申し込みできます。

問い合わせ先 生活環境課 ☎0848・67・6194

豪雨災害の影響で中止・延期する行事

※()内は当初予定日。

●中止する行事

▼戦没者原爆死没者追悼式・平和祈念式典(4日)▼本郷沼田川あゆまつり(5日)

●延期する行事

▼第43回三原やっさ祭り(10日ほか)▼新図書館・広場の活用方法ワークショップ(5日ほか)▼事業レビュー(9月15日ほか)

※延期後の開催日は、決まり次第、ホームページなどお知らせします。

農地の貸し借りに は利用権設定の手続きを

耕作する目的で農地を新たに貸し借りするときは利用権設定の申請が必要です。更新する場合も手続きしてください。



申請方法 31日(金)までに申請書(提出先、市ホームページ)を用意を農林水産課 ☎0848・67・6077)または各支所へ

大規模な土地取引は 届け出が必要

対象 市街化区域内2000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域内5000㎡以上、都市計画区域外10000㎡以上

問い合わせ先 都市開発課 ☎0848・67・6113

慰霊と平和祈念の黙とうを

73年前の8月6日8時15分に広島市へ、9日11時2分に長崎市へ原爆が投下されました。そして15日は終戦記念日です。

戦争や原爆の犠牲となり、亡くなられた人たちのご冥福と恒久平和を祈り、原爆が投下された時刻と15日の正午には、黙とうを捧げましょう。

問い合わせ先 人権推進課 ☎0848・67・6044

先端設備等導入計画の 認定申請を受け付けます

生産性向上特別措置法に基づく市の導入促進基本計画が国の同意を得ました。これに伴い、中小

企業者の先端設備等導入計画の認定申請を受け付けます。認定を受けると、固定資産税の特例措置などの支援が受けられます。

対象 市内の中小企業者(個人事業主を含む)

※詳しくは市ホームページを参照。

問い合わせ先 商工振興課(☎0848・67・6013)

相談には事前予約が必要です

●登記に関する相談

問い合わせ先 広島法務局尾道支局(☎0848・23・2882)

●国税に関する相談

問い合わせ先 三原税務署(☎0848・62・3131)

プログラミング教育推進事業

総務省の実証事業の採択を受け、市と企業で連携し、プログラミング教育の仕組みづくりに取り組みます。

●プログラミング講座での指導希望者向け説明会

とき 8月5日(日)11時～12時、15時～16時
ところ アクシオン・センター・ミハラ(城町一丁目)

内容 小・中学生対象のプログラミング講座で指導を希望する人に、業務内容などを説明

対象 高校生以上
定員 各20人(申し込み先着順)

●小・中学生プログラミング講座

とき 8月26日(日)14時～16時
ところ アクシオン・センター・ミハラ(城町一丁目)

内容 プログラミングの基礎を学び、コミュニケーションロボットを動かす

対象 小学5～中学3年生
定員 40人(申し込み先着順)

問い合わせ・申し込み先 (一社)ロフレック 岡田さん(☎090・7594・1230 info@rofrec.jp)

映画「やっただるマン」DVDの販売・レンタル開始

とき 17日(金)から
販売価格 4104円

問い合わせ先 観光課(☎0848・67・6015)

上級救命講習

とき 9月9日(日)8時30分～17時30分
ところ 消防署(宮浦一丁目)

内容 心肺蘇生法や止血法などの講習
定員 30人程度(申し込み先着順)

受講料 500円(教材費)

申し込み 9月7日(金)までに消防本部警防課(☎0848・64・5924)へ

第6回新県美展巡回展

とき 8月29日(水)～9月2日(日)9時～17時
ところ リージョンプラザ

内容 入賞・地元入選作品などの展示
問い合わせ先 文化課(☎0848・64・9234)

みはらし環境会議そぼくり体験

とき 18日(土)9時～12時
※12月まで月1回開催。

ところ 深町
内容 種まきからそば打ちまで

定員 15人(申し込み先着順)

参加費 1000円
申し込み先 かんきょう会議浮城 村上さん(☎070・3968・3564)



夏の民具展

とき 31日(金)まで10時～17時
※11日(土)は休館。

ところ 久井歴史民俗資料館
内容 明治から昭和中期にかけての夏にまつわる民具や古写真などの展示

問い合わせ先 久井歴史民俗資料館(☎0847・32・7139)

城下町ウォーク

とき 25日(土)10時30分～12時
ところ 集合：うきしろロビー

内容 三原城主台跡、船入槽など希望する場所を案内

※希望者は直接、集合場所へ。
問い合わせ先 三原観光協会(☎0848・67・5877)

だるま制作体験教室

とき 月・木曜日13時～16時、11日を除く土曜日10時～12時
ところ 三原だるま工房

内容 土台づくり、面相描き
参加費 600円

申し込み先 三原観光協会(☎0848・67・5877)

市民ギャラリーの催し

●老人大学水彩画・絵手紙コース作品展
とき 22日(水)～28日(火)9時～17時(22日は10時から、28日は16時まで)

●直美の部屋コンサート
「フルートとピアノの演奏」

とき 24日(金)14時～

●三原合同写真展
とき 8月29日(水)～9月3日

(月)10時～17時(8月29日は12時から、9月3日は16時まで)
 ●A4サイズの写真展「**浦安 宏**」
 とき 8月30日(木)～9月3日(月)10時～17時
 問い合わせ先 文化課 ☎0848・64・9234

募集

弓道教室の受講生

とき 9月6日(木)～12月20日(木)の木曜日①10時～12時
 ②18時30分～20時30分
 ところ リージョンプラザ

対象 ①20歳以上②高校生以上
 定員 ①11人②3人(申し込み先着順)

受講料 7000円と保険料
 ※保険料は高校生は64歳が1850円、65歳以上が1200円。
 ※今年度スポーツ教室を受講している人は、保険料が不要。
 申し込み先 リージョンプラザ
 (☎0848・64・7555)



白竜湖ふれあいグリーンマラソン大会の参加者

とき 11月4日(日)10時
 ところ 白竜湖スポーツ村公園

種目 ①マラソン11.3km(小学生以上)、5km(中学生以上)、10km・20km(高校生以上)②ふれあいウォーク(芋堀り・もちつき・自然散策)4km
 参加費 ①3000円、高校生1500円、小・中学生1000円②1500円、3歳～小学生800円
 申し込み 9月7日(金)までに申込書(提出先、市内体育施設に用意)をスポーツ振興課(城町庁舎2階 ☎0848・64・7219)へ



臨時職員

職種 ①幼稚園園長②幼稚園教諭③養護教諭
 任用期間 9月～来年2月
 賃金(月額) ①10690円②8370円③8520円
 勤務日数・時間 週5日、1日7時間45分
 応募資格 ①教員免許(養護教諭、栄養教諭を除く)を持ち、幼稚園長または小学校長の経験がある人②幼稚園教諭免許を持っている人③養護教諭免許または看護師・保健師の資格を持っている人

警察官

定員 ①1人②5人程度③3人
 申し込み 8月10日(金)までに教育振興課(☎0848・67・6151)へ
 申込期限 8月28日(火)17時まで
 試験日 9月16日(日)
 対象 昭和61年4月2日から平成13年4月1日生まれの人
 ※詳しくは県警ホームページを参照。
 問い合わせ先 三原警察署(☎0848・67・0110)



みはらし環境会議の会員

みはらし環境会議は市を5つの地域に分け、環境保全活動に取り組んでいます。環境について興味のある人はぜひ、参加してください。

地域会議名	活動地域
かんきょう会議浮城	沼田川北側
水辺環境みなおし隊	沼田川南側
本郷緑と水を守る会	本郷
くい環境会議	久井・八幡
大和エコライフを広める会	大和

年会費 500円程度

申し込み 電話、ファクスまたはEメールで①住所②名前③電話番号④希望する地域会議名を生活環境課(☎0848・67・6194 FAX 0848・67・6164) seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp

市民提案型協働事業の提案

地域課題の解決などのため、市民と市が協働で取り組む提案事業を募集します。採択されると、市が30万円を上限に経費の一部を負担し、協働で事業を実施します。
 ※詳しくは問い合わせてください。
 対象 次の①～④を全て満たす
 市民活動団体や住民組織
 ①5人以上で、半数以上が市内在住・在勤・在学である②市内に事務所や活動拠点がある③1年以上継続して活動している④会則や規約などにに基づき運営され、会計処理を適正に行なっている

申し込み 9月28日(金)(必着)までに、提案書、団体概要書、団体の規約・名簿などを地域企画課(☎0848・67・6184)へ



薬局で糖尿病 リスク測定ができます

市内の薬局で血糖値の簡易測定ができます。糖尿病の予防・早期発見につなげましょう。

実施薬局 (9月末まで)	問い合わせ先
なの花薬局城町店	0848・67・6481
なの花薬局セトピア店	0848・64・5965
モリオ薬局	0848・61・1193
三原こころ薬局	0848・36・6152
ウォンツ本郷薬局	0848・60・6311
関西薬局三原駅前店	0848・67・5445

内容 血糖値の自己測定、薬剤師による結果説明と指導
対象 特定健診を受診していない人
料金 無料
問い合わせ先 保健福祉課(☎0848・67・6053)

認知症やすらぎ支援員の 養成講座

とき 21日(火)・28日(火)13時30分～16時(全2回)
ところ サン・シープラザ4階
対象 認知症の人の支援に関心がある人

申し込み先 社会福祉協議会(☎0848・63・0570)

男性の料理教室

とき 24日(金)10時～13時
ところ サン・シープラザ3階

対象 65歳以上で1人暮らし、または介護中の男性
定員 30人(申し込み先着順)
参加費 250円
用意する物 エプロン、三角巾

みんなの何でも相談

申し込み 17日(金)までに社会福祉協議会(☎0848・63・0570)へ
とき 28日(火)13時30分～15時30分
ところ サン・シープラザ4階

内容 精神科医師による相談
定員 2人(申し込み先着順)
申し込み 24日(金)までに保健福祉課(☎0848・67・6061)へ

糖尿病予防止ん祭

とき 9月15日(土)10時～13時

ところ 中央公民館2階

演題・講師 いま脂肪肝も万病のもと、非アルコール性脂肪肝炎のはなし／三原赤十字病院医師 橋本訓招さん
※糖尿病リスク測定を受けることができます。

申し込み 9月1日(土)までに保健福祉課(☎0848・67・6053)へ

献血に協力を

とき 17日(金)10時～13時、14時～16時
ところ フジグラン三原

問い合わせ先 保健福祉課(☎0848・67・6053)

心の相談室を開設

とき 毎週火曜日、第2・4土曜日9時～18時30分

ところ カウンセリングルーム(ここケア(西町一丁目10番8号))
内容 臨床心理士による相談
対象 精神科に通院していない人と家族

料金 3回まで無料
申し込み 月～金曜日8時～17時にカウンセリングルームここケア(☎0848・62・2500)へ

精神保健福祉相談

とき 15日(水)13時30分～15時30分



こんにちは 保健師です

～災害時の健康管理～

このたびの豪雨災害では、市内でもたくさんの人が被災しました。厳しい暑さの中、慣れない避難所生活や屋外での復旧作業などで、体調を崩してしまう人も少なくありません。こんな時だからこそ、健康に過ごすことが何よりも大切です。次の点に気を付けて体調を管理しましょう。

- ①熱中症予防のために水分と塩分をこまめに補給しましょう。のどが渴いたと感じる前に摂取することが大切です。
- ②食中毒防止のため、食事前の手洗いなどを徹底しましょう。食欲がなくても、三度の食事の時間には何か食べましょう。
- ③避難されている人は、エコノミー症候群にならないよう、軽い運動をするなど適度に体を動かしましょう。
- ④屋外で家屋の片付けなどをする時は、ほこりから目や気管などを守るためにゴーグルやマスクを着用しましょう。災害時は疲労や生活リズムの乱れなどから体調を崩しやすくなります。また、緊張やストレスによって精神的に不安定な状態になりがちです。心身の健康に少しでも不安を感じたら、早めに医師や保健師に相談してください。

三原市保健師 國次美和

三原断酒友の会

とき ①水・土曜日18時～20時
②第1・3月曜日12時～14時

ところ 市民福祉会館
内容 体験を語り合うことで心の回復をめざし、断酒を継続するための集い

問い合わせ先 三原断酒友の会 甲田さん(☎080・523)

アルコールと健康を 考える講座

とき 8月8日(水)・9月19日(水)・10月17日(水)・11月14日(水)13時30分～15時

ところ 久井保健福祉センター
内容 断酒についての座談会、お酒の悩みの個別相談

※個別相談の申し込みは前日まで。
申し込み・問い合わせ先 久井保健福祉センター(☎0847・32・8551)



祝日の小児科救急当番医院

とき 11日(土)8時30分～17時30分
ところ 三原市医師会休日夜間
 急患診療所(宮浦一丁目) ☎
 0848・67・7040

やっさお好み焼き教室

とき 28日(火)10時30分～13時
ところ サン・シープラザ3階
内容 たこ入りのお好み焼き作り
対象 小学生と保護者
定員 12組(多数の場合は抽選)
申し込み 17日(金)までに保健福祉課(☎0848・67・6053)へ

キッズチャレンジ教室

とき 25日(土)10時30分～12時30分
ところ サン・シープラザ3階
内容 夏野菜カレー作り
対象 3～6歳児と保護者
定員 10組(多数の場合は抽選)

子育て支援センターでの相談

申し込み 8日(水)までに保健福祉課(☎0848・67・6053)へ
とき・ところ ①9日(木)・認定あやめが丘こども園 ②17日(金)・あんず認定こども園
 ※受け付けは10時～11時。
内容 身体測定、育児・栄養・歯科相談、遊びの広場
対象 乳幼児と保護者
用意する物 母子健康手帳
問い合わせ先 保健福祉課(☎0848・67・6061)



離乳食教室

とき 9月7日(金)①10時～10時40分 ②11時～11時40分
ところ サン・シープラザ3階
内容 離乳食の進め方、試食など
対象 ①4～6カ月児の保護者 ②7～9カ月児の保護者
定員 各20人(申し込み先着順)
用意する物 母子健康手帳
申し込み 8月31日(金)までに保健福祉課(☎0848・67・6061)へ

パパも一緒にベビーマッサージ

とき 26日(日)①10時～11時30分

分②13時～14時30分

ところ リージョンプラザ南館
講師 県立広島大学 伊藤良子さん
対象 保護者と①はいはいがで
 きない子②はいはいができる子
定員 各8組程度(申し込み先着順)
申し込み 20日(月)までに電話、
 ファクスまたはEメールで①参
 加者全員の名前②子の生年月日
 ③住所④電話番号⑤ファクス番
 号かEメールアドレスを子育
 て支援課(☎0848・67・60
 45) ☎0848・64・2130
 kosodate@city.
 miha.hiroshima.
 jp)へ
 ▲申し込み用2次元コード

親子のもしもを考えよう

とき 9月11日(火)10時30分～12時

ところ 市民福祉会館2階

内容 ひろしま防災Jカードを
 使用して、避難所や被災地で
 の事例を学ぶ
対象 未就学児のいる家族
定員 12人
申し込み 8月31日(金)までに
 電話またはファクスでボラン
 ティア・市民活動サポートセン
 ター(☎0848・67・9339
 ☎0848・63・0599)へ

小児難病講演会・交流会

とき 24日(金)14時～16時
ところ 広島県尾道庁舎2階
講師 広島大学病院医師 川口
 浩史さん
対象 白血病の子の保護者、保
 健師、養護教諭、幼稚園・保育

所の職員

申し込み 17日(金)までに難病
 対策センター(☎082・25
 7・5072)へ
**母子保健推進委員会さん
 と遊ぼう**

ベビサロン

とき 23日(木)10時30分～11時
ところ サン・シープラザ4階
内容 ふれあい
 遊び
対象 生後6カ
 月までの子と保護者
用意する物 バスタオル
 ※希望者は直接、会場へ。
問い合わせ先 保健福祉課(☎
 0848・67・6061)



子育て世代 包括支援センター すくすく

すくすくは妊娠から子育てまでの悩
 んみを解決する相談窓口です。

申し込み・問い合わせ先 すくすく(☎
 0848・67・6217)

●母乳相談

とき 8日(水)・22日(水)10時～12
 時、13時～15時のうち1時間

ところ サン・シープラザ3階
内容 乳房ケアの話、卒乳の相談など
対象 出産前後の人
定員 各4人(申し込み先着順)
用意する物 母子健康手帳
申込期限 相談日の前日まで

●ハッピーランド

とき 9日(木)10時～11時45分、
 13時～14時45分
ところ サン・シープラザ4階
内容 子育ての相談、親子遊びの紹介など
対象 おおむね2歳までの子と保護者
 ※希望者は直接、会場へ。

●祖父母のための育児教室

とき 31日(金)13時30分～14時30分
ところ サン・シープラザ4階
内容 祖父母と孫とのふれあい遊び
講師 子育て支援グループ おーちゃん
 岡本光枝さん・大木 なつよさん
対象 おおむね就学前の子と祖父母
申込期限 24日(金)まで

くらしの無料相談窓口

相談日などは変更する場合があります。事前に確認してください。

	相談の種類	と き	と ころ	申し込み・問い合わせ先	
法 律 ・ 生 活	弁護士法律相談	17日(金)※要予約。申し込みは6日(月)8時30分から。	13時～16時	中央公民館	生活環境課 (☎0848・67・6178)
		8日(水)・22日(水) ※いずれも要予約。利用には収入などの条件があります。	10時～16時	広島地方裁判所尾道支部(尾道市新浜)	広島弁護士会尾道地区会 (☎0848・22・4237)
	司法書士法律相談	13～15日を除く月～金曜日	12時～15時	電話相談 広島相談センター(☎082・511・7196)	
	法的トラブルの解決法・窓口の案内	月～金曜日	9時～17時	電話相談 法テラス広島(☎050・3383・5485)	
	交通事故・民事・家事相談	月～金曜日	9時～17時	電話相談 県生活センター(☎082・223・8811)	
		13～15日を除く月～金曜日	9時15分～12時、13時～16時	電話相談 県東部地域県民相談室(☎084・931・5522)	
	暴力団関係相談	月～金曜日	9時30分～16時	電話相談 暴力追放広島県民会議(☎082・228・5050)	
	消費生活相談	月～金曜日	9時～12時、13時～16時	市役所本庁5階 ※電話相談も可。	消費生活センター (☎0848・67・6410)
	消費生活巡回相談	10日(金)・17日(金)・24日(金)※要予約。	14時～16時	本郷・久井・大和支所	
	自立サポート相談	月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階	自立相談支援センターみはら (☎0848・67・4568)
	障害者なんでも相談	15日(水)※要予約。	14時～16時	本郷保健福祉センター	障害者生活支援センター (☎0848・63・3319 ☎0848・63・3359)
		22日(水)※要予約。	10時～12時	久井保健福祉センター	
		3日(金)※要予約。		大和保健福祉センター	
	成年後見専門相談	9日(木)※要予約。	14時～16時	サン・シープラザ3階	
	心配ごと相談	3日(金)・10日(金) 17日(金)・24日(金)	13時～16時	サン・シープラザ3階	社会福祉協議会・各地域センター (☎0848・63・0570)
		1日(水)・8日(水)	9時～12時	久井保健福祉センター	(☎0847・32・7101)
		17日(金)		大和人権文化センター	(☎0847・33・1308)
		3日(金)		大和保健福祉センター	(☎0847・34・1214)
	不動産相談	3日(金)・17日(金)	10時～15時	サン・シープラザ4階	
戦没者遺族相談	2日(木)・23日(木)	13時～16時	サン・シープラザ3階	社会福祉協議会 (☎0848・63・0570)	
行政相談	20日(月)				
教 育 ・ 子 育 て	学校生活・勉強などの悩み相談	11日を除く月～土曜日	9時～17時45分(土曜日は8時30分～17時15分) ※電話相談も可。	リージョンプラザ2階 ※電話相談も可。	三原ふれあい相談室 (☎0848・64・7201)
	学校生活の悩み・体罰などの相談	月～金曜日	8時30分～17時15分	電話相談 三原子どもサポートダイヤル(☎0848・67・6173) ※時間外は、留守番電話で対応。	
	療育・教育相談	6日(月)・27日(月)	13時～16時	サン・シープラザ3階	社会福祉協議会 (☎0848・63・0570)
	家庭児童相談	月～金曜日 ※8日(水)は要予約。	9時30分～16時	サン・シープラザ3階	家庭児童相談室 (☎0848・61・0121)
	児童虐待通告窓口	毎日	24時間	電話相談 保健福祉課(☎0848・67・6088)	
健康	アレルギー疾患相談	21日(火)	13時30分～15時30分	県東部保健所(尾道市古浜町)	県東部保健所 (☎0848・25・4641)
人 権	人権相談	火・水・金曜日	10時～16時	サン・シープラザ3・4階	人権推進課 (☎0848・67・6044)
		9日(木)	13時～16時		
		月・木曜日	10時～16時		
	女性の人権相談 子どもの人権相談 女性相談	月～金曜日	8時30分～17時	人権文化センター	(☎0848・66・1111)
				本郷人権文化センター	(☎0848・86・3333)
				大和人権文化センター	(☎0847・33・1308)
				電話相談 法務局常設電話相談所(☎0570・003・110)	
女性の人権相談	月～金曜日	8時30分～17時15分	電話相談 女性の人権ホットライン(☎0570・070・810)		
子どもの人権相談			電話相談 子どもの人権110番(☎0120・007・110)		
女性相談	月～金曜日	9時30分～16時	サン・シープラザ3階	女性相談室 (☎0848・61・0122)	
水防・災害対策本部専用電話			(☎0848・67・6868 ☎0848・67・6164)		

被災者の皆さまへ 国からのお知らせ

知っていますか？

①運転免許のような許認可などについて存続期間(有効期間)が最長で平成30年11月30日(金)まで延長されます。平成30年6月28日(木)以後に満了する許認可などが対象です。対象となる許認可などや対象地域、延長後の満了日は、各府省の告示で定められ、総務省の特設ページなどに掲載されます。

②事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。平成30年9月28日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。

このほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保④相続放棄などの熟慮期間の延長⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が、講じられます。⑤の詳細は、最寄りの裁判所に問い合わせてください。

〈総務省特設ページ〉

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html



▲特設ページの
2次元コード

平成30(2018)年8月号
第161号 毎月1日発行
編集・発行／三原市秘書広報課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
秘書広報課 ☎0848-676007
市ホームページ <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

再生紙と大豆インクを使用しています。
点字版や録音テープ・CDも発行しています。問い合わせは秘書広報課へ。

豪雨災害に関する市役所以外の相談窓口

内容	とき	問い合わせ先	問い合わせ先
法制度などの情報提供	月～土曜日 9時～21時 (土曜日は9時～17時)	法テラス	☎0120・078309
無料法律相談	毎日 12時～16時	広島弁護士会	☎0120・611・613
運転免許証の再交付	月～金曜日 8時30分～11時30分、 13時～16時	広島県運転免許センター 広島県東部運転免許センター	☎082・228・0110
自動車の廃車手続き	月～金曜日 8時40分～12時、 13時～16時	福山自動車検査登録事務所	☎050・5540・2069
軽自動車の廃車手続き	月～金曜日 9時～12時、 13時～16時	軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所	☎050・3816・3081
国税の特例措置	月～金曜日 8時30分～17時	三原税務署	☎0848・62・3131
登記済証・登記識別情報 通知書(権利証)の紛失	月～金曜日 8時30分～17時15分	広島法務局	☎082・228・5741
会社・法人の代表者の印 鑑・印鑑カードの紛失			☎082・228・3422
年金手帳の紛失、保険料 の相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	三原年金事務所	☎0848・63・4111
NHK放送受信料の免除	毎日 9時～20時	NHKふれあいセンター	☎0570・077・077
ペットに関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	広島県動物愛護センター	☎0848・86・6511

三原市の人口(6月30日現在)

※外国人住民を含む。
※()内は前年同月との比較。

世帯数 43,741 世帯 (-313)

人口 94,881 人 (-1,311)

男 45,443 人 (-640)

女 49,438 人 (-671)

人口移動の詳細については

広島県 人口移動 月報 で
検索

税などの納期(普通徴収)

- 国民健康保険税(第2期)
 - 介護保険料(第2期)
 - 後期高齢者医療保険料(第2期)
- 納期限 31日(金)まで

夜間収納窓口(19時まで)
毎週木曜日

航空機の騒音測定結果(6月分)(Lden)

- ▶正広局(本郷町善入寺正広)=48.7
- ▶本郷局(本郷町船木川西上)=53.4

市税の申告・納付などの期限を延長

平成30年7月豪雨による災害に伴い、7月5日(木)以降の市税の申告・納付などの期限を延長します。延長後の期限については決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

対象税目 個人市県民税、法人市県民税、固定資産税・都市計画税

※個人市県民税の年金特別徴収(年金天引き)の納期限延長はありません。

※口座振替は、延長後の納期限で行われます。

市県民税課 ☎0848・67・6031 資産税課 ☎0848・67・6032